

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和7年3月18日

評価者：健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市中部身体障害者福祉会館
指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
業務の概要	【川崎市中部身体障害者福祉会館・作業室】 (1) 身体障害者への助言・指導、相談業務 (2) ボランティアの育成及び援助 (3) 地域福祉活動を進めるための行事・講習会等の実施 (4) 障害者及び福祉関係者等が実施する会議、研修会等のための会議室等の提供 (5) 障害者団体等への便宜の提供 (6) 川崎市及び川崎市から事業を委託された団体が実施する事業への場の提供 (7) 障害者総合支援法第5条第7項に規定された生活介護事業 (8) 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業 (9) 施設の維持管理 (10) 自動販売機の設置・管理 (11) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
指定管理者	名称：公益財団法人 川崎市身体障害者協会 代表者：理事長 関山 進 住所：川崎市川崎区大島1-8-6 電話：044-244-3975
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課（内線：33713）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	【会館】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を縮小・中止する団体がいたことや、前指定期間まで実施していたタイムケア事業を廃止したことなどから、前指定期間と比較して、会館利用者数は全体的に減少したが、障害者団体やボランティアサークルとの連携により開催した講習会の利用者数については、会館独自のホームページでの案内をはじめ、関連施設に対するチラシ配布や、タウンニュースへの掲載など、様々な広報活動に取り組み、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した令和5年度では前指定期間の平均利用者数よりも多くの方が利用された。 【作業室】 ・利用者の意思や主体性・自主性を尊重することを目的として、「朝の会」で利用者に司会を担当してもらうことや、利用者と職員合同の話し合いの場を設けることなどに取り組むとともに、利用者の生活の質の向上及び身体機能の維持を目的として、看護師による日常的な健康管理や、利用者ごとの状態に合わせたアドバイス及び支援を実施するなど適切にサービスを提供した。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	【会館】 ・地域住民向けの講習会やコミュニティカフェの開催のほか、小学校への福祉学習を実施するなど、会館の事業目的である地域における身体障害福祉が増進されるよう事業運営を行った。 【作業室】 ・自主製品の製作や地域に出向いての販売活動のほか、日帰り旅行などを実施することによって、普段触れ合わない方々との交流機会や創作・生産活動の機会の提供等を行い、事業目的である利用者の自立促進や在宅生活の質の向上に取り組んだ。

3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	・昭和63年に開所した施設であり、老朽化が進んでいるが、設備の定期点検をはじめ、修繕の必要な部分については、市と施設が協議の上、適宜工事を実施しており、適切に施設を維持・管理している。 ・災害に備えた取組として、会館においては、消防法に基づく年2回の防災訓練を行っており、作業室においては、これに加え、実際に利用者が避難する際の困難さを踏まえ、年4回の防災訓練（避難訓練）を実施している。 ・事故に繋がる恐れのある事例は、ヒヤリハット報告書に記載するとともに、管理者に対し適切に報告を行っている。 また、日々の職員ミーティングや月1回の職員会議の中で、事故及びヒヤリハットを議題として取り扱い、事業所内での情報共有だけでなく、原因と今後の対応策について検討し、再発防止に努めている。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	・今後も利用者からの意見・要望等を聴取し、適切にサービスに反映していくことが必要である。 ・利用者の高齢化や、利用者個々の状態に応じて多様化していくニーズに適切に対応するため、更なる専門知識や支援スキルが求められることから、引き続き、様々な研修を受講できるよう、適切な職員体制を確保し、職員のスキル向上を図っていく必要がある。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																																								
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	・年度及び四半期ごとに提出される事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、管理運営の状況調査（現地ヒアリング含む）を行った。 ・隔月で開催している市内4か所の身体障害者福祉会館の館長会議に同席し、各施設の状況を、市内4か所の身体障害者福祉会館と市で共有することで、各施設のサービス内容に差が生じないよう適切にマネジメントを行った。 ・管理運営においては、問題が発生した際の指導や、必要な調整・協議を行うなど、適切にマネジメントを行った。																																								
2	制度活用による効果はあったか。	（サービスの向上） ・新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を縮小・中止する団体がいたことや、前指定期間まで実施していたタイムケア事業を廃止したことなどから、前指定期間における会館利用者数平均と比較して、会館利用者数は減少しているが、現指定期間においても市民のニーズに対して適切なサービスの提供が図られているものと考ええる。 ・障害福祉の啓発・普及及びボランティア育成事業（講習会等）においては、利用者の参加率が高い「手話入門講習会（夜間の部）」の開催回数を増やすなど、地域のニーズに合わせた事業運営を行っている。 会館利用者数（延人数） <table><tr><th></th><th>前指定期間平均</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>会館利用者数（延人数）</td><td>13,271</td><td>4,145</td><td>5,451</td><td>6,918</td></tr></table> 講習会参加者数（延人数） <table><tr><th></th><th>前指定期間平均</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>講習会参加者数（延人数）</td><td>258</td><td>135</td><td>166</td><td>366</td></tr></table> ・利用者の高齢化が進んでいることや、障害等級が高い利用者が多い状況を踏まえて、看護師の配置時間を増やし、利用者への歩行訓練、ストレッチ、口腔体操などの支援を行うなど、適切に利用者支援を実施している。 ・新規自主製品の作成、レクリエーション活動、作業室利用者の各種サービス利用に関する専門的な相談への対応など、適切にサービス提供を行っている。 作業室（生活介護）在籍者数（年度末時点） <table><tr><th></th><th>前指定期間の平均</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>利用者数（定員15名）</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>19</td></tr></table> 作業室（就労継続B型）在籍者数（年度末時点） <table><tr><th></th><th>前指定期間の平均</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>利用者数（定員10名）</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr></table>		前指定期間平均	R3	R4	R5	会館利用者数（延人数）	13,271	4,145	5,451	6,918		前指定期間平均	R3	R4	R5	講習会参加者数（延人数）	258	135	166	366		前指定期間の平均	R3	R4	R5	利用者数（定員15名）	17	18	19	19		前指定期間の平均	R3	R4	R5	利用者数（定員10名）	5	4	4	4
	前指定期間平均	R3	R4	R5																																						
会館利用者数（延人数）	13,271	4,145	5,451	6,918																																						
	前指定期間平均	R3	R4	R5																																						
講習会参加者数（延人数）	258	135	166	366																																						
	前指定期間の平均	R3	R4	R5																																						
利用者数（定員15名）	17	18	19	19																																						
	前指定期間の平均	R3	R4	R5																																						
利用者数（定員10名）	5	4	4	4																																						

		作業室（就労継続 B 型）平均工賃										
		<table><tr><td></td><td>前指定期間の平均</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>平均工賃（月）</td><td>3, 973</td><td>9, 260</td><td>5, 912</td><td>5, 778</td></tr></table>		前指定期間の平均	R3	R4	R5	平均工賃（月）	3, 973	9, 260	5, 912	5, 778
	前指定期間の平均	R3	R4	R5								
平均工賃（月）	3, 973	9, 260	5, 912	5, 778								
		（経費の節減） ・第 1 期指定期間と比較して、市の財政負担額も改善され、指定管理者制度導入当初よりも、効率的な運営ができています。 第 1 期指定管理料（平成 18 年度～） 34,728,000 円 第 4 期指定管理料（令和 3 年度～） 27,253,000 円（約 21％減）										
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	・指定管理者制度の活用により、経費の節減が図られたが、良質なサービスの提供など、より効率的な運営ができる余地があることから、民設化に向けた検討を進める必要がある。										
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	・本施設において、施設の設置目的に沿うサービスを効率・効果的に実施するためには、事業に必要な知識・技術・専門性及び様々なネットワークを有する事業者による運営が望ましいと考えている。また、「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第 1 次実施計画」では、通所機能について、低コストで良質なサービスの提供ができる余地があることから、「建替えによる民設化」を予定しているが、建替え実施までの期間は、指定管理者制度により継続した運営をすることが望ましいと考えられる。										

4. 今後の事業運営方針について

・指定管理者の公募にあたっては、指定管理者が変更となった場合に、人材確保と引継ぎのための十分な期間を確保するため、3 か月程度公募期間の前倒しを行い、引継ぎに要する予算及び期間（6 か月）を確保するとともに、多くの事業者が参画しやすいよう広く周知を行う。 ・利用者の多様化するニーズへの適切な対応を図りながら、体制の充実に取り組む必要があることから、引き続き指定管理者制度による管理運営を行うことが適当であると考えられる。 ・各種講座や交流事業を実施することにより、地域における身体障害福祉を増進し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、ボランティアの育成や団体活動への支援など、地域の福祉ニーズに添えていくことが必要である。 ・利用者の高齢化や多様化していくニーズに対して、適切に対応してくため、引き続き、適切な職員体制を確保し、職員のスキル向上を図っていく必要がある。 ・「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第 1 次実施計画」のとおり、次期指定期間においては、通所機能について、施設の老朽化状況及び移転用地の確保等の状況を踏まえ、建替えによる民設化に向けた検討を指定管理者と協議の上、進めていく必要がある。	
--	--